

「国立健康危機管理研究機構（仮称）」の名称及び組織構造について（案）

- 新たな専門家組織の構造については、9月2日の政府本部決定で求められている機能※を踏まえ、感染症にかかる基礎から臨床への橋渡し・連携が行えるよう、**国立感染症研究所・国立国際医療研究センターの既存機能も維持しつつ、統合によるシナジーが最大限発揮**できるようにする観点から構築する。

※ ①感染症等に関する科学的知見の基盤・拠点、②国際保健医療協力の拠点、③両機関が現在担っている事業等の着実な実施

- このような新機構の機能（危機対応、国際協力、研究、医療提供等）を一体的・包括的に持つ組織であることから、新法人の名称は、「**国立健康危機管理研究機構（仮称）**」とする。

